

岩手県告示第3号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方法務局長から次のとおり通知があった。

平成25年1月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 公共測量を実施する地域 下閉伊郡岩泉町岩泉字太田、字上川崎、字三本松、字志田、字下宿、字惣畑、字中家、字松橋、字向町、字村木、字森の越、字和川原、字天間、字土橋、字田屋峠、字中野、小本字家の内、字内の沢、字大牛内、字小本、字上中野、字下中野、字中野、字鼻保、字南中野及び字鉦
- (2) 公共測量を実施する期間 平成24年12月10日から平成25年3月8日まで
- (3) 実施する公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正業務及び基準点設置作業）
- 2 (1) 公共測量を実施する地域 久慈市荒町一丁目、荒町二丁目、八日町一丁目、八日町二丁目、十八日町一丁目、十八日町二丁目、二十八日町一丁目、二十八日町二丁目、中の橋一丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、巽町一丁目、巽町二丁目、柏崎一丁目、中町一丁目、中町二丁目、田高一丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目及び中央四丁目
- (2) 公共測量を実施する期間 平成24年12月10日から平成25年3月8日まで
- (3) 実施する公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正業務及び基準点設置作業）
- 3 (1) 公共測量を実施する地域 九戸郡洋野町種市第23地割
- (2) 公共測量を実施する期間 平成24年12月10日から平成25年3月8日まで
- (3) 実施する公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正業務及び基準点設置作業）